

合併協議会 だより

第14号

2004.12.15

発行



幕別町・忠類村合併協議会

編集・発行 幕別町・忠類村合併協議会事務局

〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222

URL : <http://north.hokkai.net/maku-chu.gappei/>

E-Mail : maku-chu.gappei@north.hokkai.net

幕別町・忠類村合併協議会



新町の名称＝『幕別町とする』 合併の方式＝『編入合併とする』

忠類村コミュニティセンターで11月29日、第13回協議会が開催され、十勝中央合併協議会規約を改正し、名称を『幕別町・忠類村合併協議会』とする規約などが承認されました。

また、合併の方式、新町の名称が協議され、遠藤副会長から、「合併協議や新町のまちづくりに向けて一番重要なことは、ここで合併の方式にこだわらず、お互いが対等の立場で尊重し、信頼しあえることであり、それが忠類村民の幸せにもつながると思う」との発言があり、杉坂委員からは、「我々の先輩達は駒島、糠内を通して帯広に出た。今ここに新しい町ができる時に、止若の時代、幕別の時代ということを見聞きするなかで、幕別町と冠することを提案する」との発言のあと、それぞれの素案が示され、『合併の方式は、編入合併とする』、『新町の名称は、幕別町とする』との調整方針が全会一致で決定されました。（発言の要旨は4～5ページに掲載）

もくじ

正副会長のあいさつ… 2

報告・議案…………… 3

協議(合併の方式ほか)… 4

新町建設計画

(財政シミュレーション)… 8

誕生といま…………… 10

第13回幕別町・忠類村合併協議会を開催

十勝中央合併協議会での協議の進捗状況は、合併協定項目45項目のうち32項目が決定し(約71%)、この協定項目に関係する住民サービスや住民負担に関する事務事業521事業のうち459事業(約88%)が決定していました。協議会を解散し、2町村で新たに協議会を設置した場合は、すべてを協議しなおすこととなりますが、協議会を継続する場合は、これまでの協議結果を継承することができ、短期間で協議を終了することが可能となります。

また、地方交付税などの財政の優遇措置がある現在の「市町村の合併の特例に関する法律」の適用を受け、最大限の合併効果を得て、将来のまちづくりにつなげようとの考えから、幕別町と忠類村は議会の議決を経て、1町1村による合併協議を継続することとなりました。

このことから、11月29日に行われた協議会は組織として継続しているため、第13回とし、名称は、より分りやすく『幕別町・忠類村合併協議会』としました。協議会の冒頭には、岡田和夫会長、遠藤清一副会長の挨拶のあと、報告8件を承認し、議案6件を決定。「合併の方式」、「新町の名称」など、11の協定項目を決定したのち、新町建設計画が提案され、次回に協議することとしました。

正副会長のあいさつ



岡田和夫 会長

本協議会は、幕別町と忠類村の議会議員の皆さん、多くの住民の皆さんのご理解をいただき、再びスタートすることとなりました。これまでの協議結果及び経過を基に、さらなる住民福祉向上に向け、今後も多くの皆さんのご協力をいただきながら、精力的に協議を進めてまいりたいと考えております。

幕別町と忠類村の人口規模、自治体の規模に差はありますが、大きい小さい、多い少ないという数の論理ではなく、人として、お互いの立場を尊重し、相手を思いやる心を協議の基本としながら、委員の皆さんの英知と忌憚のないご意見、そして住民の皆さんのご意見をいただき、「新町将来構想」の将来像であります『人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土』、そういう、新しい町の姿を描いていくことができ



遠藤清一 副会長

私どもは議会議員を始め、多くの住民の皆さんのご理解をいただき、これまで十勝中央合併協議会で決定された協議結果並びに協議経過を最大限尊重することとし、幕別町と忠類村の2町村で合併協議の継続をすることと致しました。

これまで1町2村で協議した状況とは異なることも多いかと思いますが、新町のまちづくりの基本的な考え方と致しまして、お互いを尊重し、助け合い、支え合いながら、それぞれがこれまで培ってきた地域の力を結集し、協働して新しいまちをつくる、いわゆるパートナーシップによるまちづくりが大切と考えております。より強固な信頼関係を構築し、多くの課題を乗り越えていきたいと、このようにも考えているところであります。

報告

●経過報告について

11月5日に開催された第12回十勝中央合併協議会以降、更別村の離脱を受け、幕別町及び忠類村の住民の皆さんや公区長との意見交換や議会特別委員会での調査・審議を経て、11月25日に2町村議会で合併協議会変更の議決が行われました。同日午後、「合併協議会変更協議書等調印式」が行われ、幕別町と忠類村の2町村による合併協議会が再スタートすることとなりました。

●十勝中央合併協議会規約の一部改正について
関係条項の改正を行うとともに、名称を『幕別町・忠類村合併協議会』としました。

●十勝中央合併協議会規約に関する協議書について

更別村の関係部分を削除、修正し、更別村の柏木代表監査委員に代わり、幕別町の市川富美男代表監査委員を委嘱しました。

●十勝中央合併協議会幹事会規程 ● 専門部会規程 ● 財務規程 ● 委員の報酬及び費用弁償に関する規程 ● 各規程の一部改正について
題名及び関係条項等の改正を行いました。

●十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正について

題名及び関係条項等を改正し、事務局組織を変更し、「総務広報班」、「計画調整班」の2班体制としました。

協議会等の日程

12月24日 第14回協議会
1月14日 第15回協議会
1月28日 第16回協議会
2月上旬 第17回協議会
2月中旬 住民説明会
3月中旬 第18回協議会

議案

●十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程

題名及び関係条項等の改正を行いました。

●十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程

十勝中央合併協議会では3つの小委員会が設置されていましたが、付託項目について、ほぼ結論を見いだせる状況にあったこと、また今後は2町村となり、協議会の場で十分な論議をすることができることから、小委員会を廃止することとなりました。

●協議の進め方の変更について

十勝中央合併協議会で決定された32の合併協定項目は、決定されたものとして取り扱い、2町村になったことによる字句の修正や部分的な見直しをする必要がある協定項目は「再提案」とするとともに、提案時の協議会で決定することとしました。

●合併協定項目の変更について

45の合併協定項目のうち、協議項目7番の「地域審議会の取扱い」は、これまでの小委員会の審議で、『地域審議会を設置しない』との意向が確認されていることから、合併協定項目から削除することとなりました。

●平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算

予算の名称を変更するとともに、更別村の脱退に伴う経費などとして、歳入歳出から789万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を3,341万2,000円としました。

●平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について

事業計画の名称を変更するとともに、16年度末の合併申請を想定し、来年1月末をめどとした合併協定項目の協議、2月中旬の住民説明会のほか、協議会の開催日程を決めました。

協議

協議項目 1	合併の方式 (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>次に掲げる合併理念のもと、忠類村を幕別町に編入する編入合併とする。</p> <p>(1) 合併協議においては、新たなまちづくりのパートナーとして認め合い、互恵互譲の精神を持ちつつ対等の立場で協議を行うものとする。</p> <p>(2) 合併後の新町においては、住民の融和、新町の一体感の醸成及び新町全体の均衡ある発展に努めるものとする。</p>		決定

「合併の方式」については、更別村の脱退に伴い、再提案となりました。合併の方式は、自治体の存続そのものに関わり、今後の合併協議を左右する問題です。また、住民の皆さんの合意の上での協議が求められることから、当日は白紙で提案されました。

齊藤委員から、忠類村議会合併問題調査特別委員会の審議経過報告のあと、遠藤副会長から素案が示され、休憩をはさみ、素案を調整方針の原案として岡田会長が提案し、全会一致で決定されました。遠藤副会長、齊藤委員の発言要旨は、次のとおりです。



遠藤清一 副会長

協議第1号の「合併の方式」に関しましては、私から白紙での提案を申し上げたところがあります。人口や面積を始め、行財政、産業面など、あらゆる面において、圧倒的に幕別町の規模が忠類村を上回り、これらの差を先進事例に当てはめてみると、「編入合併が妥当である」という答えは、容易に見いだせるものと考えているところであります。

しかしながら、私は、お互いの町村のプライド、あるいは住民感情によって左右される非常にデリケートなものであるというふうに加え、議会特別委員会のほか、協議会委員を始め、住民組織や住民懇談会でも「合併の方式」を話題とし、熟慮する時間を頂戴してきたところであります。

分村以来、55年間、いかに小さな村でありましても、忠類村の歴史を刻んでこられた諸先輩や愛郷心に満ちた村民の方々の気持ちを思いますと、できるなら「新設合併」ということも考えておりました。しかしながら「新設合併」であっても、規模の大きな方に一方的に合わせいくならば、名ばかりの「新設合併」になってしまうのかなと考えてもおります。

合併協議や新町のまちづくりに向けて一番重要なことは、ここで「合併の方式」にこだわらず、お互いがパートナーとして、対等な立場で気持ちを尊重しあえること、信頼しあえることであり、それが忠類村民の幸せにもつながるものであらうと思っております。

このようなことから、私と致しましては、少しでも村民が幸せになれるよう、そして合併後1日でも早く、新町の町民が一体となれるよう、なお一層のご高配をお願い申し上げ、調整方針の『素案』をお示しさせていただきますので、これを基に、ご協議をいただければありがたいと考えております。



齊藤順教 委員

忠類村議会合併調査特別委員会の委員長として、特別委員会での判断を申し上げます。去る11月19日に第22回特別委員会を開催し、幕別町との協議継続について審議をし、決定を致しましたが、その折りに「合併の方式」も議題と致しました。

合併の方式は、非常にデリケートな、住民の感情に関わる問題であり、一部の声では、新設方式という意見もあり、十分検討させて頂きましたが、編入方式であっても、お互いの信頼関係を深め合って、新設方式と何ら変わる事の無い協議が可能であると判断し、『編入方式』としたものであります。

協議項目 3	新町の名称 (新規提案)	協議結果
【 調整方針 】 新町の名称は、幕別町とする。		決定

「新町の名称」については、名称を公募し、十勝中央合併協議会の小委員会で審議することとしていましたが、更別村の脱退により小委員会での審議が未了となったことから、幕別町と忠類村としての「新町の名称」が新たに提案されました。合併の方式に関わりが深いため、当日は白紙での提案となり、忠類村の杉坂委員から「幕別町と冠する」との発言のあと、素案が示されました。休憩をはさみ、素案を調整方針の原案として岡田会長が提案し、合併の方式と同様、住民の皆さまの関心が高いことから、協議の進め方の例外として当日協議を行い、全会一致で決定されました。杉坂委員の発言要旨は、次のとおりです。



杉坂達男 委員

私ども忠類村民がすぐ近くにある駒島、糠内、かつて我々の先輩達も、糠内の道路を通過して帯広に出たそうであり、いろいろな地名、道路の名前があるそうではありますが、これらも先人が苦勞しながら、忠類村の人々がそこを通過して帯広に雑穀であり、あるいは公益の道路として通ったそうであり、言ってみれば、この地区の名前そのものも、我々は今まで非常に慣れ親しんでまいりました。

我々はそんな思いで止若の時代、そして幕別の時代、そういうことを見聞きするなかで、私は「編入の方式」であるとか、あるいは先進事例によらず、今ここに、新しい町ができる時に、本件につきましては、『幕別町と冠する』ことを、ご提案申し上げます。

協議項目 4	新町の事務所の位置 (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。		決定

協議項目 17	公共的団体等の取扱い (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 2 町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。		決定

協議項目 18	補助金・交付金等の取扱い (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 1 2 町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。 2 2 町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。		決定

協議項目 22-21	国際交流・広域交流事業の取扱い (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 1 幕別町が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整する。		決定

上記の 4 協議項目は、更別村の脱退に伴い、字句の削除または修正をするもので、提案のとおり、決定されました。(関係項目のみ掲載)

協議

協議項目22-14	農林水産関係事業の取扱い (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。		決定

農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、「新町の事業として再編する」と決定されており、調整を行った結果、幕別町の現行制度をそのまま新町に適用することとなったことから、「幕別町の例により」とし、提案のとおり、決定されました。(関係項目のみ掲載)



新町の事業

農業経営に必要な事業に関わる資金の貸付(農業生産に必要な施設の建設に要する経費など)

- ・貸付対象者 農業団体等
- ・貸付限度額 最大5,000万円
- ・償還期限 最大15年
- ・貸付利率 無利子～1.05% (平成16年度)

協議項目22-15	商工労働観光関係事業の取扱い (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 2 中小企業利子等補給事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。 4 勤労者福祉資金貸付事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。		決定

中小企業利子等補給事業については、「中小企業融資事業として合併時に再編する」と決定されており、調整を行った結果、資金ごとの貸付条件及び補助制度の内容を下記のとおりとし、設備資金については、国民生活金融公庫等資金に対する忠類村の利子補給限度額の3,000万円に合わせることににより、利子等補給事業を「合併時に廃止する」とし、

勤労者福祉資金貸付事業については、「新町の事業として再編する」と決定されており、調整を行った結果、幕別町の現行制度をそのまま新町に適用することとなったことから「幕別町の例により」とし、それぞれ、提案のとおり、決定されました。(関係項目のみ掲載)

新町の事業

<p>中小企業融資事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 町内に同一事業を引き続き1年以上営む者 ・資金の種類及び貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> ①運転資金 500万円以内 5年以内 ②設備資金 3,000万円以内 15年以内 ③近代化資金 3,000万円以内 15年以内 ・補助制度 運転資金、設備資金、近代化資金の保証料及び利子に対する助成 	<p>勤労者福祉資金貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 町内に1年以上住所を有する勤労者 ・資金の種類及び貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> ①一般資金 100万円以内 5年以内 ②教育資金 100万円以内 5年以内
--	--

協議項目22-8	介護保険事業の取扱い (再提案)	協議結果
【 調整方針 】 3 介護保険料減免制度については、合併時に廃止する。		決定

介護保険料減免制度については、「事業のあり方について、合併時まで調整する」と決定されており、これに基づき調整を行った結果、制度本来の姿に戻すことが好ましいことから「合併時に廃止する」とし、提案のとおり、決定されました。(関係項目のみ掲載)

協議項目22-19	学校教育関係事業の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 私立幼稚園就学奨励費補助事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食形態については、新町において調整する。また、会計方式については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p>		決定

要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町と忠類村の制度が同一内容であることから「現行のとおり新町に引き継ぐものとする」とし、

私立幼稚園就学奨励費補助事業については、忠類村に制度がなく、幕別町の制度を新町全域に拡大することから、「統合」を「再編」に修正し、

私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、「新町の事業として再編する」と決定されており、調整を行った結果、幕別町の現行制度をそのまま新町に適用することとなったことから、「幕別町の例により」とし、

学校給食については、「給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する」と決定されており、調整の結果、会計方式については新町としての金銭管理上、できる限り早い時期に統一することが好ましいことから、「幕別町の例(一般会計で扱う)により、合併する年度の翌年度に統合するものとする」とし、それぞれ、提案のとおり、決定されました。(関係項目のみ掲

要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業	新町の事業
<p>・目的 経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。(収入制限あり、1人当たり年額)</p>	
<p>①学用品費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1年生12,610円 2年生以上14,780円 ・中学校1年生23,880円 2年生以上26,050円 	<p>③体育実用具費</p> <ul style="list-style-type: none"> スケート11,270円(小中学生同額)
<p>②新入学児童生徒学用品費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校19,900円 中学校22,900円 	<p>④修学旅行費、学校給食費、医療費の必要経費</p>

協議項目22-20	社会教育関係事業の取扱い (再提案)	協議結果
<p>【 調整方針 】</p> <p>7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、許可対象については、忠類村の例により、合併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調整する。</p>		決定

学校開放事業については、「事業内容及び許可対象については、新町において調整する」と決定されており、調整を行った結果、許可対象については、「忠類村の例により、合併時に統合する」とし、提案のとおり、決定されました。(関係項目のみ掲載)

許可対象	新町の事業
<p>・5人以上の団体(グループ)を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれること</p>	



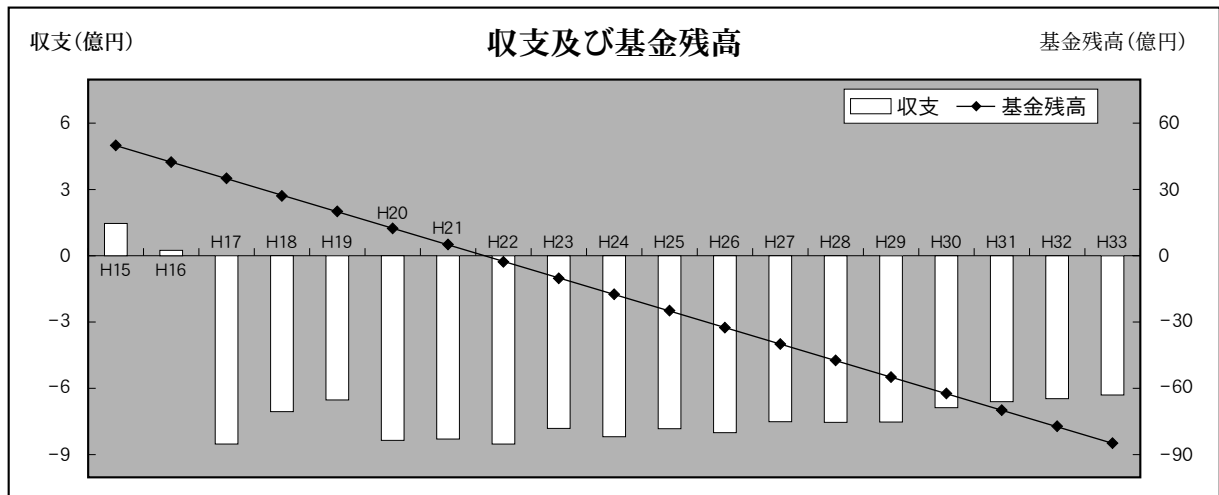
提案

協議項目23	新町建設計画について (新規提案)	協議結果
新町建設計画については、別添「新町まちづくり計画」に定めるとおりとする。		次回に協議

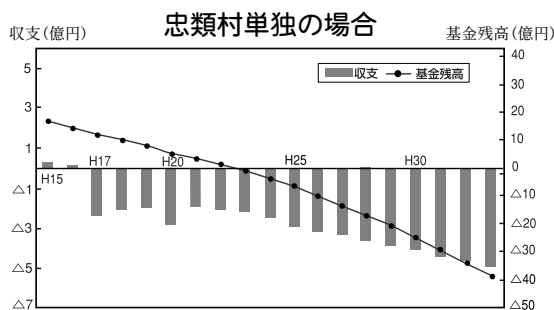
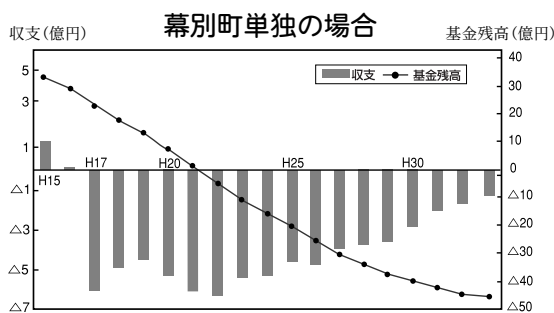
新町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併する市町村が必ず策定しなければならない計画で、幕別町と忠類村が新しい町となって進めるまちづくりの計画となります。「新町まちづくり計画」は、新町の将来像を『人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土』とし、その実現のために5つの基本目標を掲げ、主要な施策を展開していくこととしています。今回は、提案・説明とし、次回の協議会で協議をすることとなりましたが、このうち、財政シミュレーション及び新町の人口推計について、ご紹介します。

なお、北海道との協議が終了し、協議会で決定されたのち、具体的な内容についてダイジェスト版としてまとめ、平成17年2月上旬に全戸配布を予定しています。

合併しなかった場合の財政シミュレーション (2町村合計)



左のグラフは、幕別町及び忠類村が単独で推移した場合の推計結果、上のグラフは、それを合算した場合の推計結果です。幕別町の場合は、平成17年度から単年度収支(1年間の歳入と歳出の差額)がマイナスとなり、平成15年度に33億円あった基金(町の貯金)残高が21年の8,800万円を最後に底をつき、翌年度には財政再建団体になるものと想定されます。また、忠類村も17年度から単年度収支がマイナスになり、基金は23年度で底をつく推計になっています。



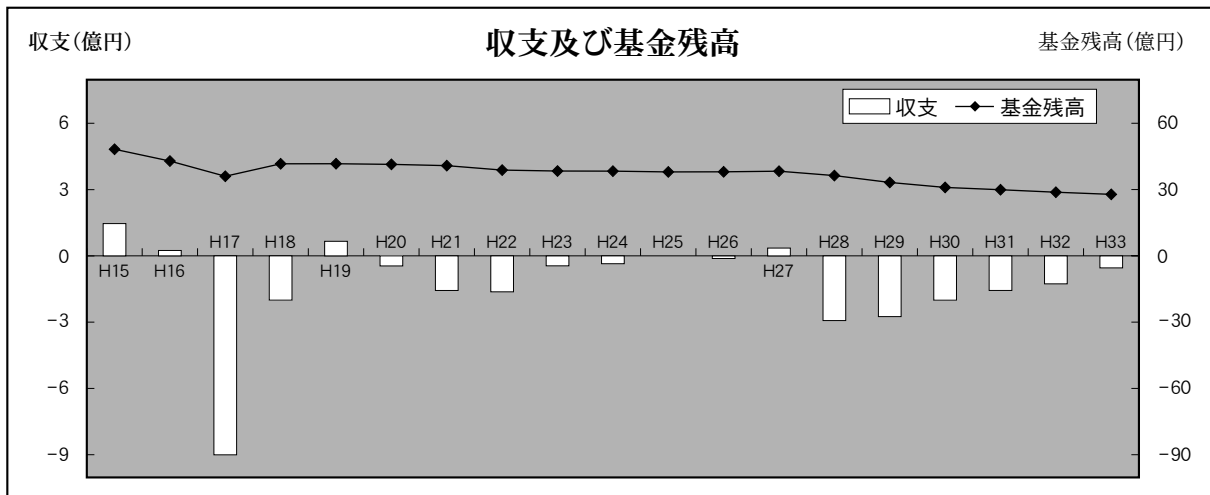
この2町村の推計結果を合算した「合併しなかった場合」でも、22年度以降、基金が底をつくという推計結果となっています。

合併の効果は114億4,500万円（平成17年度～33年度）

合併の効果は、歳入と歳出を合算すると114億4,500万円となります。歳入では2町村の継続事業を合併特例債という、後年次に交付税措置が図られる有利な起債(町や村の借金)に振り替えることなどにより、40億3,400万円の増。歳出では、合併に要する経費が、電算システムの統合などに4億4,700万円の財源が必要となるものの、一般職や特別職、各種委員の減員などにより、合併経費を差し引いても74億1,100万円の削減ができるものと見込んでいます。

歳入 (百万円)			歳出 (百万円)			
区 分			区 分			
合併効果	合併補助金(国)		金額	削減効果	一般職	△457
	普通交付税	合併補正	230		特別職	△692
		算定替及び1本算定による影響額	△472		議員・委員	△388
		特別交付税	408		物件費	△3,397
	基金利息の運用	88	補助費等		△2,474	
	合併特例債基金造成分影響額	714	普通建設事業費		△450	
	合併特例債の振替効果	2,856	小計		△7,858	
合計	4,034	合併経費	物件費	91		
			補助費等	10		
			普通建設事業費	346		
			小計	447		
			合計	△7,411		

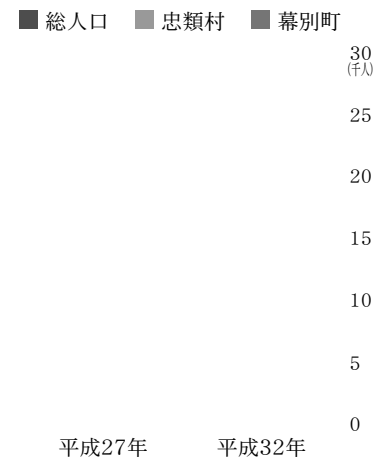
合併した場合の財政シミュレーション（新町）



幕別町と忠類村が合併した場合は、上のグラフのとおり推計結果となりました。合併する平成17年度の基金残高は33億7,500万円で、わずかずつ減少はしていくものの、33年度には28億6,700万円の残高となっています。また、単年度収支も19年度と27年度を除き、毎年度赤字という推計になっていますが、合併後も引き続き行財政改革を行うとともに、投資的経費(各種事業)などの削減を行うことにより、単年度赤字を解消することは、十分可能と見込まれます。

合併した場合は、人件費や物件費などの歳出面での削減に加え、国の支援措置や合併特例債への振り替えによる歳入面での収入増により、このような推計結果となっています。

新町の人口推計



平成12年に実施された幕別町と忠類村の国勢調査人口を合計すると2万6,057人でしたが、新町の人口は、平成32年に3万5,711人という推計結果となっています。

平成32年に3万5,711人

幕別町と忠類村 誕生といま

幕別町

幕別町は、明治13年、十勝外4郡戸長役場が大津村に設けられ、幕別地方はその管轄となりました。同15年宮城県人細谷十太夫が止若に居住したのが和人人地の始まりです。

その後、富山、徳島、岡山の各県から団体移住をする者が多くなり、同30年6月には大津村戸長役場の所管を離れ、幕別外六か村戸長役場が猿別に設けられました。この年が幕別町の開基1年目で、同38年の鉄道開通に伴い町の中心が現在の幕別市街に移動しました。

昭和21年町制が施行され、翌年池田町より新川地区を編入、同23年に勢雄、弘和の一部を更別村に分轄し、現在の行政面積になりました。



忠類村

忠類村の開拓は、明治27年、群馬県人岡田新三郎が丸山南麓に単身で入植し、始まりました。同30年1月十勝支庁の管轄と同時に、広尾郡を管轄する当縁村役場が大樹市街に置かれました。

同39年4月に2級町村制施行で当縁村が廃止され、大字茂寄村、歴舟村、大樹村を併合して茂寄村と改称し、現在の広尾町に村役場を設置しました。

大正15年に広尾村と改称し、昭和3年10月広尾村から分村して大樹村が誕生。同24年8月に大樹村から分村し、現在の忠類村になりました。

協議会は、どなたでも傍聴できます。

第14回協議会は、平成16年12月24日(金)午後2時から幕別町民会館で開催予定です。